

○「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日 閣議決定）（抜粋）

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

（観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進）

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年7月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、本年3月に国会に提出し、5月に成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。

・また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ）においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。

・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れのべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。

・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】

○ 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（抜粋）

（平成28年3月2日 国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ）

2. 観光客を含めた外国人の受入れ等

◇ 訪日外国人観光客数が3年連続で過去最高を更新する中、外国人観光客の滞在経験をより便利で快適にするため、また、外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押しするため、観光や外国人受入れに関する以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

（2）クールジャパンに関わる外国人材の受入促進

・ファッション、デザイン、アニメ、食等の分野を始めとするクールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人のこれらの分野に関する専門的知識・技能の習得を充実させるとともに、我が国の専門学校等を卒業した留学生が、引き続き、これらの分野の国内企業に就労し、習得した専門的な知識・技能を活かせるようにするため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で就労が可能なケースを分かり易く例示したガイドラインを作成し、我が国における就労の可否に係る予見可能性を高めることを含め、具体的な方策について改正法案施行後一年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、少なくとも特区において必要な措置を講ずる。

・各分野における現在検討中の事項は、現段階では例えば以下のとおりであり、引き続き、着実に検討を進め早期に結論を得る。

① ファッション、デザイン分野

- 各種学校に準ずる教育機関として法務省告示に基づき「留学生」の受入れが認められている教育機関の卒業生など学位取得又は実務経験といった現行の要件を満たさない者についても、大学卒業レベルの技術又は知識を客観的に評価できる場合に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で活動できるようにする。
- 例えば工学系大学などにおいて、デザイン以外の学科を卒業した外国人材についても、デザイン分野の企業に就労できることをガイドラインにおいて明確化する。
- デザイン分野のうち、「服飾、室内装飾」を始めとする分野以外の外国人材でも、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で就労できることをガイドラインにおいて明確化する。
- ファッション分野（着物着付け、ネイル、スタイリングなど）において、訪日外国人観光客の体験ニーズに対応した「ファッション・ツーリズム」を推進するため、本分野に係る海外への情報提供や、外国人材の母国における共感の醸成を図るとともに、労働需給にも十分配慮しつつ、特定の外国人材の活躍を進める。

② アニメ分野

- 現在、認可外学校への留学が認められていないところ、適格性の確保を前提に、当該学校への留学を可能とする。

③ 食分野

- 調理学校を卒業した外国人材について、日本料理以外の分野においても、ニーズ及び効果があると認められた場合は、「10年以上の実務経験」を経なくとも、日本料理と同様の形で、料理人としての一定期間の就労を可能とする。

○ 改正国家戦略特区法

（平成27年7月成立）

（我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進）

第三十七条の三 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他の当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（平成28年5月成立）

附則第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要な専門的知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の検討を行うに当たっては、我が国における労働力需給の状況その他の情勢に配慮しなければならない。